



沖縄県縫製業最低工賃の決定（改正決定）に係る関係家内
労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

沖縄地方労働審議会一般公示第1号

沖縄県最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、沖縄県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託する委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和4年5月9日（月）までに、沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（事務局：沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和4年4月25日

沖縄地方労働審議会
会長 越野 泰成

